

承認第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年5月9日提出

四万十町長 中尾 博憲

専決処分第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決する。

平成28年 3月31日

四万十町長 中尾 博憲

平成27年度四万十町一般会計補正予算（第6号）

平成27年度四万十町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ45,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,452,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入 第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 7 寄附金		743,800	45,000	788,800
	1 寄附金	743,800	45,000	788,800
歳 入 合 計		16,407,000	45,000	16,452,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,807,683	45,000	3,852,683
	1 総務管理費	3,462,585	45,000	3,507,585
歳 出 合 計		16,407,000	45,000	16,452,000

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 7 寄附金	743,800	45,000	788,800
歳入合計	16,407,000	45,000	16,452,000

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,807,683	45,000	3,852,683			45,000	
歳出合計	16,407,000	45,000	16,452,000			45,000	

歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
17	寄附金	743,800	45,000	788,800			
	1	寄附金	743,800	45,000	788,800		
		1	ふるさと支援寄附金	742,800	45,000	787,800	1 ふるさと支援寄附金 45,000 ふるさと支援寄附金 45,000
		計	16,407,000	45,000	16,452,000		

歳出

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
款	項 目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2	総務費	3,807,683	45,000	3,852,683			45,000	0			
	1 総務管理費	3,462,585	45,000	3,507,585			45,000	0			
	3 財産管理費	1,439,855	45,000	1,484,855			45,000	0	25積立金	45,000	ふるさと支援基金積立金 45,000
	6 企画費	841,740	0	841,740				0	8 報 償 費	5,500	ふるさと納税特産品代 5,500
									12 役 務 費	130	通信運搬費 △1,360 ふるさと納税取扱手数料 1,490
									13 委 託 料	△5,630	ふるさと納税特産品発送管理業 務委託料 △5,630
	計	16,407,000	45,000	16,452,000			45,000	0			